

令和8年度  
我孫子市自主防災組織連絡協議会  
総会資料

～安全は 自ら 家から 地域から～



日時 令和8年 5月21日(木)

午前10時30分～12時00分

場所 我孫子市民プラザ ホール



## 総会次第

### ■ 開 会

### ■ 会長挨拶

### ■ 市長挨拶

### ■ 常任幹事及び事務局紹介

### ■ 報告事項

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 1 令和7年度我孫子市自主防災組織連絡協議会の活動実績 ..... | 1 |
| 2 令和7年度自主防災組織活動助成等実施状況 .....      | 2 |
| 3 資器材再交付・再購入事業 .....              | 9 |
| 4 新たに設立された自主防災組織 .....            | 9 |

### ■ 議題

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 議案第1号 幹事の選任(案)について .....     | 10 |
| 議案第2号 令和8年度事業計画(案)について ..... | 12 |

### ■ その他(市からの案内)

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 自主防災活動助成金と人材育成事業について ..... | 13 |
|------------------------------|----|

### ■ 閉 会

#### <我孫子市自主防災組織連絡協議会 関連資料集>

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| ・自主防災組織連絡協議会設立の経緯について .....           | 1  |
| ・我孫子市自主防災組織連絡協議会規約 .....              | 2  |
| ・我孫子市自主防災組織資器材及び助成金交付要綱 .....         | 4  |
| ・我孫子市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱 ..... | 9  |
| ・我孫子市自主防災組織一覧 .....                   | 11 |

## ■ 報告事項

### 1 令和7年度我孫子市自主防災組織連絡協議会の活動実績

#### ① 5月15日(木)自主防災組織連絡協議会総会(我孫子市民プラザ ホール)

出席組織：44組織

議 題：(1)令和7年度自主防災組織連絡協議会会長及び副会長の選任について  
(2)令和7年度各地域支部幹事の選任について

報告事項：(1)令和6年度活動実績及び令和7年度の活動予定について  
(2)令和6年度自主防災組織活動助成等実施状況  
(3)新たに設立された自主防災組織  
(4)資器材再交付事業

その他：自主防災人材育成事業と活動助成等について

#### ② 7月18日(金)第1回役員会(我孫子市役所 分館大会議室)

出席組織：36組織

議 題：(1)幹事の役割について  
(2)今年度活動について  
(3)防災活動情報共有化ファイルについて

#### ③ 9月19日(金)第2回役員会(我孫子市役所 分館大会議室)

出席組織：30組織

議 題：(1)令和7年度市民防災研修会について  
(2)第3回役員会について  
(3)防災活動情報共有化ファイルについて

報告事項：第15回我孫子市災害救援ボランティア講座について

#### ④ 11月27日(木)市民防災研修会

参加者数：23名(一般市民)

研修先：電力中央研究所

研修内容：講演「停電に備える家庭のエネルギーレジリエンス」

講師 グリッドイノベーション研究本部 ENIC研究部門

研究推進マネージャー 上野 剛 様

施設見学：(1)水素細菌培養設備  
(2)電化厨房

⑤ 2月14日(土)第3回役員会(我孫子市生涯学習センター アビスタ ホール)

出席組織：4組織

議 題：(1)令和8年度自主防災組織連絡協議会総会について  
(2)令和8年度の役員選出について

※参考

◆我孫子市総合防災訓練

【日時】：11月15日(土) 午前9時30分から午前11時30分

【会場】：川村学園女子大学脇グラウンド

【来場者数】：708名

2 令和7年度自主防災組織活動助成等実施状況 【令和8年4月1日現在】

・自主防災組織訓練等実施状況 71組織/140組織(50.71%)

地域支部別	：	我孫子北	25組織/45組織
		我孫子南	6組織/17組織
		天王台	14組織/29組織
		湖北	14組織/23組織
		新木	7組織/14組織
		布佐	5組織/12組織

※市へ「防火防災訓練実施届出書」の提出があった組織数。

・令和7年度自主防災活動一覧表(申請件数)

※下記一覧表の組織名は、市に提出された「防火防災訓練実施届出書」の記載内容に基づく。

我孫子北部地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活 動 内 容
エステ・スクエア我孫子Ⅱ 自主防災部	9.13	15	—	消火設備の取り扱い訓練、防災訓練の実施の事前訓練
	9.20	30	—	避難訓練、消火訓練、応急訓練
シティア自治会防災会	9.28	50	—	災害本部立ち上げ訓練、AED 操作訓練
並木自治会自主防災会	10.16	60	24,374	初期消火訓練、救急応急訓練、消防関係車両・避難場所ルート説明、炊き出し訓練等
学園通り町内会自主防災組織	10.18	100	—	安否確認訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練、防災資機材取扱訓練

アクア・レジデンス自主防災会	10.19	400	—	安否確認訓練、避難訓練、消火器・AED 使用訓練
エールの丘自治会防災会	10.19	250	12,156	地震発生時安否確認訓練、火災発生時避難訓練、防火・防災に関する集合説明会、簡易トイレの使用方法デモ、災害時カセットコンロ炊飯デモ
グラン・レジデンス自主防災会	10.26	全戸	—	緊急地震速報全戸対応訓練、自主防災会初動対応訓練、情報伝達・指揮系統訓練、安否確認訓練、消火器操作訓練等
	3.15	全戸	—	緊急地震速報全戸対応訓練、自主防災会初動対応訓練、情報伝達・指揮系統訓練、安否確認訓練、初期消火訓練、救出救護訓練等
パークシティ我孫子管理組合	11.8	50	—	安否確認訓練、AED・消火訓練
久寺家区自治会防災会組織	11.9	60	6,900	※6自治会合同訓練 目的：大規模災害発災時の個人や地域の臨機応変な対応を考える 内容：各世帯での安全行動訓練、班ごとの安否確認訓練、合同訓練での様々な減災訓練
久寺家三菱自治会防災会		142	11,681	
久寺家2丁目自治会防災会		91	7,900	
久寺家マンション自治会防災会		22	2,900	
土谷津町会防災会		74	2,900	
日新自治会防災会		29	1,900	
あびこ自治会自主防災会	11.9	25	4,115	安否確認訓練、避難集合訓練、防災資器材設営訓練
妻子原自治会防犯防災委員会	11.9	34	2,421	安否確認訓練、我孫子北近隣センターへの避難訓練、懇親会
我孫子中央自治会防災会	11.15	30	—	避難集合訓練、消火訓練、応急救護訓練、煙体験
けやきの丘自治会自主防災会	11.16	30	—	防災倉庫の用具の使用、我孫子SL災害ボランティアネットワークによる講義

並木七丁目自治会自主防災組織	11.22	150	18,499	※3 自治会合同訓練 シェイクアウト訓練、安否確認訓練、消火訓練、避難訓練、応急処置訓練、煙体験、電研への避難誘導訓練等
並木八丁目自治会防災会		38	12,493	
並木九丁目自治会自主防災会		37	9,605	
松園自治会防災隊	11.29	80	15,209	避難訓練(本部開設、高齢者等避難支援、避難旗揚げ、避難路確認等)
ザ・フォレス自主防災会	11.30	50	—	安否確認訓練、避難訓練、緊急時通報訓練、避難誘導訓練、消火訓練、救命・救護訓練、炊き出し訓練
つくし野北自治会自主防災委員会	12.7	40	—	避難集合訓練、消火訓練、AED操作訓練
つくし野西自治会自主防災会	1.18	171世帯	1,157	安否確認訓練

我孫子南部地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活 動 内 容
子の神台自治会防災委員会	5.18	74	25,000	救命入門・普通救命講習、AED・消火器訓練、応急手当、バンドエイドの使用法 他
しらさぎ自治会防災会	8.24	15	—	応急救護訓練、初期消火訓練、避難確認訓練、安否確認訓練
若松第一自治会防災会	11.9	163	25,000	安否確認訓練、消火訓練、応急処置訓練、資器材取り扱い訓練、炊き出し訓練、ポンプ場電源喪失訓練、治水課実施状況確認
ときわ台防災会	11.23	25	—	消防署による応急処置訓練(現場の安全確認、病状把握・応急処置、心肺蘇生・AED 操作訓練、救急搬送支援)
舟戸台自治会防災対策委員会	12.13	30	2,300	消火訓練、応急救護訓練
若松第二自治会防災会	12.14	全戸	—	安否確認訓練

天王台地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活 動 内 容
藤和天王台ハイタウン自衛消防隊	4.13	80	—	通報訓練、避難訓練、災害用食料配布
	10.5	155	25,000	一斉放送訓練、本部設置訓練、エレベータ確認訓練および故障通報訓練、安否確認訓練、初動備品確認訓練、建物確認訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練
天王台ファミリーハイツ自主防災会	5.17	161	—	安否確認訓練
高野山自治会自主防災組織	7.5	40	—	消火訓練、AED 使用訓練
	10.19	235	25,000	消火訓練、安否確認訓練、AED 操作訓練、発電機操作訓練、炊き出し訓練
下ヶ戸自治会防災・防犯会	8.24	35	—	通報訓練、初期消火訓練、防災倉庫点検、AED 使用訓練、炊き出し訓練
ヒルズ我孫子ガーデニア自治会防災会	10.12	80 世帯	14,600	館内一斉放送訓練、避難訓練、通報訓練、初期消火訓練、救命救急訓練
東我孫子区自治会防災会	10.19	200	25,000	防災講演、情報伝達訓練、消火訓練、救護訓練、ロープワーク訓練、防災品展示・体験
東高野山自治会防災組織	10.19	100	17,931	避難集合訓練、消火訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練、テント設営、発電機稼働訓練
早稲田地区自治会防災会	11.9	157 世帯	3,440	安否確認訓練
笹山町会防災会	11.16	400	15,833	※2自治会合同訓練 消火訓練、心肺蘇生法・AED 操作訓練、発電機操作訓練、炊き出し訓練
天王台ハイツ自治会自治会防災会		30	—	
		20	—	
アベニュー高野山自治会防災会	11.23	72	12,300	安否確認、役割確認訓練、資器材確認訓練

小暮町内会自主防災会	12.7	90	—	安否確認訓練、避難訓練、初期消火訓練、AED 操作訓練、救出救護訓練
フォリア天王台自治会防災会	12.21	42 世帯	—	安否確認訓練
パークハイツ我孫子台自治会防災会	3.15	20	—	避難訓練、通報訓練、消火訓練、防災講話

湖北地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活 動 内 容
朝日会防災会	5.25	28	—	初期消火訓練
	11.30	15	—	生涯学習出前講座にて心肺蘇生法の講習
湖北台 6 丁目自治会防災会	6.7	120	—	安否確認訓練、本部設置訓練、照明設置訓練、救護用具の使用訓練、シェイクアウト訓練、連絡訓練、水消火器訓練
	12.6	40	8,635	安否確認訓練、本部設営訓練、AED 操作訓練、照明設置訓練、シェイクアウト訓練、連絡訓練 他
湖北台1丁目自治会防災隊	6.15	30	—	シェイクアウト訓練 他
	10.25	219 世帯	8,327	安否確認訓練
湖北台9丁目自治会防災会組織	9.21	20	—	役員参集訓練、テント開閉訓練、消火器使用訓練
湖北台10丁目自治会防災会	10.12	50	—	消火訓練、応急処置訓練、煙体験
湖北台団地自治会	10.26	50	—	ユニディ我孫子店による防災グッズの展示、防災備蓄食料品の炊き出し訓練、防災備品の組み立てと点検
湖北台4丁目自主防災会組織	11.1	48	25,000	消火訓練、応急処置訓練
中里区自主防災会	11.9	468	—	安否確認訓練
湖北台2丁目自治会防災会	11.9	51	—	消火訓練、応急処置(AED)訓練、怪我人の搬送訓練

中峠大和自治会防災委員会	11.9	300	—	防災教室における防災グッズやハザードマップの展示、炊き出し訓練
湖北台3丁目自治会自主防災会	11.16	70	17,591	消火訓練、応急処置訓練
湖北台5丁目自治会防災会	11.16	119	20,214	シェイクアウト訓練、安否確認訓練、炊き出し訓練
湖北台8丁目自治会防災会	11.30	100	25,000	安否確認訓練、避難訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練他
日秀区防災会	1.18	335世帯	—	安否確認訓練

新木地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活動内容
あらき野自治会自主防災組織	6.1	20	—	避難訓練、通報訓練、初期消火訓練、安否確認訓練
	12.7	20	—	避難訓練、通報訓練、水消火器訓練
	11.23	110	17,550	※2 自治会合同訓練 避難訓練、通報訓練、消火訓練、 応急救護訓練、安否確認訓練
120		—		
ニュー新木自治会防災会	7.27	30	3,257	水消火器による消火訓練、AEDを用いた心肺蘇生法、指定緊急避難場所の説明
吾妻台自治会防災会	10.26	62	—	シェイクアウト訓練、安否確認訓練、炊き出し訓練
我孫子市上あらき台自治会防災会	10.26	150	—	消火訓練(水消火器)、AED訓練
江蔵地自治会防災会組織	11.16	22	8,123	避難集合訓練、防災グッズの点検、備蓄非常用食料品の試食
下新木自治会防災会組織	11.16	20	—	防災出前講座、応急救護訓練

布佐地域

組織名	訓練日	参加人数	市助成金額	活 動 内 容
布佐上町自主防災会	5.11	17	20,876	住民の防災危機管理意識向上の 為、布佐上町ハザードマップ作成
	10.11	65	—	布佐地区自治会連合会合同防災 訓練(安否確認訓練、救急救命実 演、消火訓練、煙体験 等
	3.15	16	—	助成品・資器材取扱説明と実施 災害時独居老人宅へ非常食配布 の割分担
布佐平和台自治会防災組 織	7.13	28	—	消火訓練(水消火器による模擬消 火訓練)、避難訓練、救護訓練
	10.5	2,445	25,000	安否確認訓練、地区支部開設訓 練、防災本部開設訓練
	2.14	25	—	避難訓練、通報訓練、消火器の設 置場所確認訓練
布佐大和町自治会防災会	7.26	200	—	炊き出し訓練
	1.25	180	—	炊き出し訓練
ウイング自治管理組合防災 会	11.22	30	—	避難訓練、消火訓練、胸骨圧迫蘇 生訓練

・令和7年度自主防災組織借地助成事業

2組織 我孫子中央自治会防災会  
朝日会防災会

### 3 資器材再交付・再購入事業

地域支部	組織名	事業	交付日	設立日
我孫子北部	けやき自治会防災会組織	再交付	R8. 2. 6	H7.5.24
湖北	湖北台五丁目自治会防災会組織	再交付	R8. 2.12	H8.10.25
湖北	中峠大和自治会防災委員会	再交付	R8. 2.12	H9.4.22
天王台	早稲田地区自治会防災会	再交付	R7.10.31	H9.9.25
湖北	湖北台3丁目自治会自主防災会	再交付	R7.11.10	H9.10.27
我孫子北部	モア・クレスト我孫子ヒルズ自治会防災会	再購入	R7.10.28	H10.4.28
天王台	天王台ファミリーハイツ自主防災会	再交付	R8. 2. 5	H10.7.31
新木	あらき野自治会自主防災組織	再交付	R8. 2.12	H11.7.19
我孫子北部	つくし野西自治会自主防災会	再交付	R7.12.23	H11.8.1
我孫子北部	土谷津町会防災会	再交付	R7.10.21	H11.11.1
布佐	布佐上町自主防災会	再交付	R8. 2.12	H12.3.13

交付した主な資器材 ガス発電機、簡易トイレ、蓄電池、担架 など

### 4 新たに設立された自主防災組織

なし

■ 議案第1号

幹事の選任(案)について

各支部の幹事数…各支部おおむね5組織から1名、設立の早い組織から輪番とする。

地域支部名	令和7年度		令和8年度	
	自主防災組織数	幹事員数	自主防災組織数	幹事員数
我孫子北部	45組織	9名	45組織	9名
我孫子南部	17組織	3名	17組織	3名
天王台	29組織	5名	29組織	5名
湖北	23組織	4名	23組織	4名
新木	14組織	2名	14組織	2名
布佐	12組織	2名	12組織	2名
計	140組織	25名	140組織	25名

## 令和8年度我孫子市自主防災組織連絡協議会 役員一覧(案)

役職	組織名	氏名
会長		
副会長		
常任幹事	SL災害ボランティアネットワーク・あびこ	田中 玲子
	松園自治会自主防災隊	園 比佐志
	(一財)電力中央研究所 我孫子運営センター 副所長	庄子 英明
	東我孫子区自治会防災会	小川 政之
	つくし野中央自治会自主防災組織	佐藤 雅英

	支部名	組織名
幹事	我孫子北部 幹事9名／45組織	つくし野台自治会防災会
		新生自治会防災会
		パークシティ我孫子自主防災組織
		台田町会防災組織
		ザ・フォレシス自主防災会
		けやきの丘自治会自主防災会
		松園自治会自主防災隊
		根戸中第三町会防災会
		都自治会防災会
	我孫子南部 幹事3名／17組織	我孫子第一町内会自主防災会
		寿町内会防災会
		湖畔町内会防災会
	天王台 幹事5名／29組織	天王台ウィルヒルズ自治会防災会
		南青山自治会防災会
		CRS自治会防災会
		岡発戸自治会防災会
		高野山自治会自主防災組織
	湖北 幹事4名／23組織	みどり台自治会防災会
		湖北台九丁目自治会防災会組織
		中峠台自治会防災会組織
		湖北台2丁目自治会自主防災会
	新木 幹事2名／14組織	江蔵地自治会防災会組織
		下新木区自治会防災会組織
	布佐 幹事2名／12組織	布佐一丁目自主防災会
		布佐平和台災害対策本部

## ■ 議案第2号

### 令和8年度事業計画(案)について

#### ① 我孫子市自主防災組織連絡協議会総会

日 時： 令和8年5月21日(木)10時30分～12時

会 場： 我孫子市民プラザ ホール

報告事項： (1)令和7年度活動実績について  
(2)令和7年度自主防災組織活動助成等実施状況  
(3)新たに設立された自主防災組織  
(4)資器材再交付・再購入事業

議 題： (1)幹事の選任(案)について  
(2)事業計画(案)について

そ の 他： 自主防災人材育成事業と活動助成等について

#### ② 役員会

第1回役員会 日 程：令和8年7月中旬  
会 場：我孫子市役所  
議 題：幹事の役割について 等

第2回役員会 日 程：令和8年9月中旬  
会 場：我孫子市役所  
議 題：情報共有サイトについて 等

第3回役員会 日 程：令和9年2月中旬  
会 場：我孫子市民プラザ ホール  
議 題：次年度計画について 等

#### ③ 勉強会・研修会等

##### (1)勉強会

- ・ 今年度の取り組みについて … 第1回役員会と同日開催
- ・ 自主防災組織を継続させるための後継者対策について … 第2回役員会と同日開催

##### (2)市民防災研修会 日程：11月下旬

会場：未定

##### (3)ワークショップ

- ・ 3・3・3ワークショップ … 第3回役員会と同日開催

#### ④ 常任幹事会

必要に応じて随時開催する。

※参考

◆我孫子市総合防災訓練(予定)

【日時】：11月21日(土) 午前9時30分から午前11時30分

【会場】：川村学園女子大学脇グラウンド

## ■ 我孫子市からの案内

### 1 自主防災活動助成金と人材育成事業について

#### (1) 自主防災組織活動助成金について

- ① 防災訓練に対する助成
- ② 資器材の交付・購入に関する助成 ※新規設立団体もしくは25年経過し3箇年連続で防災訓練を実施している団体が対象
- ③ 資器材保管倉庫用地借上げに対する助成

助成金に関する詳細は、関連資料集 P4の要綱もしくは市ホームページをご確認ください。

### — 参考 — 資器材再交付・再購入事業 対象組織一覧(3箇年分)

※再交付・再購入済組織は除く

(令和8年4月1日現在)

組織名	設立日	R8年度 対象	R9年度 対象	R10年度 対象
湖北台9丁目自治会防災会組織	H8.2.5	○		
布佐大和町自治会防災会	H11.7.1	○		
天王台ハイツ自治会防災会	H12.4.24	○		
久寺家三菱自治会防災会	H12.11.1	○		
久寺家2丁目自治会防災会	H12.12.1	○		
並木八丁目自治会防災会	H13.2.20	○		
久寺家マンション自治会防災会	H13.12.1		□	
ニュー新木自治会防災会	H13.12.1		□	
日新自治会防災会	H14.1.1		□	
笹山町会防災会	H14.1.17		□	
日秀区防災会	H10.6.16		□	
ときわ台防災会	S60.4.14			△
朝日会防災会	S63.3.1			△
しらさぎ自治会防災会	H3.6.9			△
下新木区自治会防災会組織	H6.5.12			△
湖北台1丁目自治会防災隊	H8.10.4			△
ウイング自治管理組合防災会	H10.3.23			△
アベニュー高野山自治会防災会	H14.4.7			△

□印「令和9年度対象」は、令和8年度に防災訓練を実施した場合に対象となります。

△印「令和10年度対象」は、令和8年度、令和9年度に防災訓練を実施した場合に対象となります。

『今後3年度継続して防災訓練を実施した場合に対象となる組織』

関連資料集 11 ページから掲載されている「我孫子自主防災組織一覧」の再交付日の欄に☆印がついている組織が対象となります。

(令和8年度、令和9年度、令和10年度に防災訓練を実施した場合、令和11年度に対象となります。)

## 2 防災士及び災害救援ボランティア育成事業について

防災士もしくは災害救援ボランティアの資格取得に対して補助金を交付しています。

### ○補助対象者と補助の範囲

#### ・防災士

1. 補助対象者 : 市民(自治会、自主防災組織の推薦を受けた者)
2. 補助の範囲 : 受講料、試験料及び登録料 ※交通費を除く
3. 補助額 : 3分の2以内、4万円を上限とする。

#### ・災害救援ボランティア

1. 補助対象者 : 市民、市内の大学在学者、市内の事業所在勤者
2. 補助の範囲 : 受講料 ※交通費を除く
3. 補助額 : 3分の2に相当する額とし、9,200円を上限とする。

補助制度の概要については、関連資料集P9の要綱もしくは市ホームページをご確認ください。

防災士や災害救援ボランティアについては、各ホームページをご確認ください。



日本防災士機構



災害救援ボランティア推進委員会

## 3 コミュニティ助成事業について

コミュニティ助成事業とは、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動(防災活動)に必要な備品等に対する助成を行うものです。

詳細については市ホームページ「コミュニティ助成事業」をご確認ください。



我孫子市自主防災組織連絡協議会

関連資料集

## 自主防災組織連絡協議会設立の経緯について

自主防災組織は、昭和56年度に「湖北台10丁目自治会防災会」が設立されて以来、令和8年4月現在で140の自主防災組織が設立され、活動しています。

自主防災組織連絡協議会は、「自主防災組織懇談会」の発展と各自主防災組織の間で、情報交換と活動の連携により活性化を図ることを目的として設立されました。

### ◆自主防災組織年度別設立組織数 (令和8年4月1日現在)

番号	設立年度	設立組織数	番号	設立年度	設立組織数
1	S56	1	23	H17	4
2	S59	2	24	H18	3
3	S60	3	25	H19	5
4	S61	3	26	H20	2
5	S62	3	27	H21	2
6	S63	1	28	H22	2
7	H 元	1	29	H23	1
8	H 2	2	30	H24	2
9	H 3	2	31	H25	6
10	H 4	3	32	H26	2
11	H 5	3	33	H27	2
12	H 6	3	34	H28	0
13	H 7	11	35	H29	1
14	H 8	12	36	H30	0
15	H 9	11	37	R 元	0
16	H10	9	38	R 2	0
17	H11	11	39	R 3	3
18	H12	10	40	R 4	1
19	H13	7	41	R 5	2
20	H14	2	42	R 6	0
21	H15	2	43	R 7	0
22	H16	0	合計		140

### — 経緯 —

平成7年度 ・事務局から自主防災組織連絡協議会設立の提案

・活動目的と内容の検討 ⇒ 事務局で再整理

平成8年度 ・設立目的及び活動内容等を規定する「規約」の検討

平成9年度 ・自主防災組織懇談会から委任された12名の準備委員により、事務局(案)の検討

・規約は条文の表現を分かり易くすることで、同懇談会了承

平成9年6月1日 「我孫子市自主防災組織連絡協議会規約」施行

・会長、副会長を選任し、我孫子市自主防災組織連絡協議会として活動開始

# 我孫子市自主防災組織連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、我孫子市自主防災組織連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自主防災組織相互の救護、救援活動等の協力体制と自主防災組織活動の充実を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 自主防災組織の活動、協力体制の充実に関すること。
- (2) 自主防災組織相互の情報交換に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、我孫子市に自主防災組織設立届を受理された全ての団体に構成する。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

会 長 1名  
副 会 長 1名  
常任幹事 5名以内  
幹 事 若干名

2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。

3 常任幹事は、協議会経験者、学識経験者又は自主防災組織の活動に意欲のある者のうちから役員会の推薦により会長が選出する。

4 幹事は、各支部おおむね5組織から 1 名を選出し、設立の早い組織から輪番とする。ただし、会長、副会長を選出する組織を除くものとする。

(役員任期)

第5条の2 役員任期は、1年(総会から次年度の総会までの間をいう。)とする。ただし、欠員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長、副会長及び常任幹事は、再任することができる。

(役員任務)

第6条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 常任幹事は、協議会所掌事務について助言、提言を行う。
- (4) 幹事は、会務を掌理し、会員相互の連絡調整を行う。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) その他必要な会議

(事務局)

第8条 会務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、我孫子市防災担当課内に置く。

(規約改正)

第9条 本規約は、総会における出席組織の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

附 則

この規約は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

## 我孫子市自主防災組織資器材及び助成金交付要綱

平成9年3月31日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時における地域住民による避難救護体制の整備及び初期消火体制等の強化を図るため、市内の自主防災組織に対し、予算の範囲内において、資器材を交付する事業(以下「資器材交付事業」という。)又は資器材の購入経費、自主防災組織の活動若しくは資器材保管倉庫用地借上げ経費について助成金を交付する事業(以下「助成金交付事業」という。)を実施することについて、我孫子市補助金等交付規則(平成元年規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 本市の一定の地域の住民によって構成され、当該地域の防災活動を行うことを目的に自主的に組織された団体をいう。

(2) 新規団体 この告示に基づき資器材又は助成金の交付を受けていない自主防災組織をいう。

(自主防災組織の届出)

第3条 この告示に基づき、初めて資器材又は助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、我孫子市自主防災組織設立届(様式第1号)に、当該自主防災組織の規約、編成計画、役員名簿及び年間事業計画を添えて、市長に届け出なければならない。

(助成対象事業の種類等)

第4条 資器材交付事業及び助成金交付事業の種類、その範囲、対象者及び交付基準額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 自主防災組織の代表者は、資器材の交付を受けようとするときは、我孫子市自主防災組織資器材交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 自主防災組織の代表者は、資器材新規購入事業又は資器材再購入事業による助成金の交付を受けようとするときは、規則第3条第1項の補助金等交付申請書(以下この条において「補助金等交付申請書」という。)に購入しようとする資器材の品目及び価格を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 自主防災組織の代表者は、活動助成事業による助成金の交付を申請しようとするときは、防火防災訓練を実施する日の14日前までに、補助金等交付申請書に防火防災訓練実施届出書(様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならない。

4 自主防災組織の代表者は、借地助成事業による助成金の交付を申請しようとするときは、年度の中途において申請する場合を除き、毎年4月1日から同月30日までの間に、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 賃貸借契約書の写し

(2) 土地の登記簿謄本の写し

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、助成金交付事業により助成金の交付を受ける事業を中止し、期日を延期し、又は内容を変更をする場合には、速やかに市長に報告しなければならないこととする。

(交付の決定通知)

第7条 市長は、第5条の規定による申請書の提出があったときは、資器材交付事業に係るものにあつては我孫子市自主防災組織資器材交付決定通知書(様式第4号)により、助成金交付事業に係るものにあつては規則第6条の補助金等交付決定通知書により、自主防災組織の代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 自主防災組織の代表者は、資器材の交付を受けたときは、速やかに我孫子市自主防災組織資器材受領書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 助成金交付事業による助成金の交付の決定を受けた自主防災組織の代表者は、次の表の左欄に掲げる助成金交付事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出期限までに、規則第11条の補助事業等実績報告書に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

助成金交付事業	提出期限
新規資器材購入事業 資器材再購入事業	資器材の購入後速やかに
活動助成事業	防火防災訓練実施後 14 日を経過する日
借地助成事業	事業年度終了後速やかに

(確定通知)

第9条 市長は、前条第2項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、規則第12条の補助金等確定通知書により自主防災組織の代表者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 自主防災組織の代表者は、規則第14条第2項の規定により助成金を請求しようとするときは、同項の補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない

(譲渡の禁止)

第11条 資器材交付事業により交付され、又は購入に当たり助成金交付事業による助成金の交付の対象となった資器材は、他に譲渡してはならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、資器材交付事業及び助成金交付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成9年4月1日から施行する。

(我孫子市自主防災組織整備事業資器材交付要綱の廃止)

2 我孫子市自主防災組織整備事業資器材交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に前項の規定による廃止前の我孫子市自主防災組織整備事業資器材交付要綱の規定によりなされた申請、届出その他の行為又は決定その他の処分は、この告示による相当規定によってなされた申請、届出その他の行為又は決定その他の処分とみなす。

附 則(平成10年4月15日告示第64号)

この告示は、平成10年5月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第70号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第85号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月21日告示第283号)抄  
(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の次の各号に掲げる告示の規定に基づき作成された様式  
の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

(1)から(8)まで 略

(9) 我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助成金交付要綱

附 則(令和7年3月26日告示第73号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表

事業の種類	資器材交付事業	
	新規分交付事業	再交付事業
範囲	自主防災組織に必要な資器材の交付を受ける場合	
対象者	新規団体	新規団体の設立から25年以上経過し、かつ、直近3年において、いずれの年も市に防火防災訓練実施届出書を提出し、防火防災訓練を実施した自主防災組織
交付基準額	交付する資器材の総額は50万円を限度とする。交付は、1の自主防災組織につき、新規交付事業によるもの又は資器材新規購入事業による助成金のいずれか1回限りとする。	次の算式により求めた額とし、30万円を限度とする。交付は、1の自主防災組織につき、再交付事業によるもの又は資器材再購入事業による助成金のいずれか1回限りとする $10万円 + (400円 \times \text{世帯数})$
備考	<p>交付の対象となる資器材は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>情報連絡用：メガホン及びラジオ</p> <p>初期消火用：消火器及びヘルメット</p> <p>救出活動用：バール、ロープ、スコップ、鋸及びハンマー</p> <p>救護用：担架、テント及び救急医療セット</p> <p>避難用：強力ライト、腕章、リヤカー、台車、誘導旗、発電機及び蓄電池</p> <p>給食給水用：炊飯セット</p> <p>資器材保管用：簡易型備蓄倉庫</p> <p>その他自主防災組織の整備に特に必要と認める資器材</p>	

事業の種類	助成金交付事業			
	資器材新規購入事業	資器材再購入事業	活動助成事業	借地助成事業
範囲	自主防災組織に必要な資器材の購入を行う場合		防火防災訓練を実施する場合。ただし、1年度1回限りとする。	資器材保管倉庫用として土地を借用する場合
対象者	新規団体	新規団体の設立から25年以上経過し、かつ、直近3年において、いずれの年も市に防火防災訓練実施届出書を提出し、防火防災訓練を実施した自主防災組織	組織の届出を提出した団体。ただし、設立年度は除く。	組織の届出を提出した団体
交付基準額	資器材の購入に要する経費は50万円を限度とする。交付は、1の自主防災組織につき、新規交付事業によるもの又は資器材新規購入事業による助成金のいずれか1回限りとする。	次の算式により求めた額とし、30万円を限度とする。交付は、1の自主防災組織につき、再交付事業によるもの又は資器材再購入事業による助成金のいずれか1回限りとする。 10万円+(400円×世帯数)	組織の加入世帯に応じそれぞれ次に掲げる額とし、2万5千円を限度として助成する。 (1) 50世帯以下 10,000円 (2) 51世帯以上 10,000円+(世帯数-50世帯)×100円	賃貸借した土地の年間賃料とし、次の算式により求めた額とする。ただし、19,440円以内とする。 300円×借地面積(坪)×12ヶ月×0.9
備考	助成金の交付の対象となる資器材は、次に掲げるとおりとする。 情報連絡用:メガホン及びラジオ 初期消火用:消火器及びヘルメット 救出活動用:バール、ロープ、スコップ、鋸及びハンマー 救護用:担架、テント及び救急医療セット 避難用:強カライト、腕章、リヤカー、台車、誘導旗、発電機及び蓄電池 給食給水用:炊飯セット 資器材保管用:簡易型備蓄倉庫 その他自主防災組織の整備に特に必要と認める資器材		助成は、防火防災訓練に要する経費を対象とする。	次に掲げる費用については、助成対象としない。 (1) 権利金 (2) 保証金 (3) 預り金 (4) 手数料 (5) 更新料

## 我孫子市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、減災と地域の防災力の向上のための活動に専門的な知識をもって参加し、協力することができる防災士及び災害救援ボランティア(以下「防災士等」という。)を育成するため、防災士等の資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、我孫子市補助金等交付規則(平成元年規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「防災士機構」という。)に認証登録をした者をいう。
- (2) 災害救援ボランティア 災害救援ボランティア推進委員会(以下「推進委員会」という。)が主催する講座を受講し、災害救援ボランティアとして推進委員会の認定を受けた者をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 防災士 本市の住民基本台帳に記録された者であって、かつ、防災士の認証登録をすることについて、当該者が属する自治会又は自主防災組織の推薦を受けたもの
- (2) 災害救援ボランティア 本市の住民基本台帳に記録された者又は市内の事業所若しくは大学に在勤し、若しくは在学する者

### (補助金の交付要件、対象経費及び額)

第4条 補助金の交付要件、対象となる経費及び額は、別表に掲げるとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ我孫子市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となる講座の受講申込みをしたことを証するものの写し
- (2) 防災士にあつては自治会又は自主防災組織からの推薦書(様式第2号)並びに防災士研修講座受講料及び防災士資格取得試験受験料の支払いを証するものの写し
- (3) 災害救援ボランティアにあつては災害救援ボランティア講座受講料の支払いを証するものの写し

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市防災士及び災害救援ボランティア補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、防災士認証登録をした日又は災害救援ボランティアとして推進委員会の認定を受けた日から1月以内に、我孫子市防災士及び災害救援ボランティア育成事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 防災士にあつては防災士認証状の写し及び防災士認証登録料の支払いを証するものの写し
- (2) 災害救援ボランティアにあつては災害救援ボランティアセーフティリーダー認定証の写し

(補助金の確定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の額を決定し、我孫子市防災士及び災害救援ボランティア補助金確定通知書(様式第5号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市防災士及び災害救援ボランティア補助金請求書(様式第6号)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(防災事業への協力)

第11条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた防災士等は、市、自治会等の要請に応じ、それらが実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成24年7月4日告示第175号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

	交付要件	補助対象経費	補助金の額
防災士	防災士機構の防災士認証登録をすること。	防災士機構が認定した機関が実施する防災士研修講座受講料、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料(初回のみ)	補助対象経費の3分の2に相当する額とし、4万円を限度とする。
災害救援ボランティア	災害救援ボランティアとして推進委員会の認定を受けること。	推進委員会が主催する災害救援ボランティア講座受講料	補助対象経費の3分の2に相当する額とし、9,200円を限度とする。

## ■ 我孫子市自主防災組織一覧

地域支部	組織名	設立日	再交付日	世帯数
我孫子北部 45組織	松園自治会自主防災隊	S60.2.19	H30.2.22	280
	根戸中第三町会防災会	S60.2.25	☆	117
	都自治会防災会	S61.11.29	R3.3.18	170
	台田中央防災会	S63.2.17	☆	272
	学園通り町内会自主防災組織	H3.9.1	R2.3.6	520
	並木自治会防災会	H5.2.6	H31.3.22	574
	並木7丁目自治会自主防災組織	H5.2.25	R2.3.9	249
	久寺家区自治会防災会組織	H6.4.24	R7.2.27	160
	つくし野中央自治会自主防災組織	H6.5.15	R3.3.18	880
	けやき自治会防災会組織	H7.5.24	R8. 2. 6	26
	つくし野北自治会自主防災委員会	H8.4.7	R5.3.24	339
	あびこ自治会自主防災会	H8.4.7	R5.2.13	157
	根戸グリーンタウン自治会自主防災組織	H8.10.20	R5.2.20	110
	つくし野東自治会防災会	H9.1.24	☆	154
	並木9丁目自治会自主防災会	H9.4.1	R6.3.29	261
	モア・クレスト我孫子ヒルズ自治会防災会	H10.4.28	R7.10.28	182
	エクセレンス我孫子自治会防災会	H10.12.10	☆	33
	天子山自治会防災会	H11.5.9	☆	96
	つくし野西自治会自主防災会	H11.8.1	R7.12.23	232
	土谷津町会防災会	H11.11.1	R7.10.21	66
	台田新富町会防災会	H11.12.1	☆	150
	つくし野みどり自治会防災会	H12.4.10	☆	94
	久寺家三菱自治会防災会	H12.11.1	○	300
	久寺家2丁目自治会防災会	H12.12.1	○	181
	並木八丁目自治会防災会	H13.2.20	○	269
	久寺家マンション自治会防災会	H13.12.1	□	75
	日新自治会防災会	H14.1.1	□	40
	中台自治会防災会	H14.2.1	☆	129
	エールの丘自治会防災会	H15.10.1	☆	482
	我孫子中央自治会防災会	H17.10.29		92
	ダイアパレス自治会防災会	H18.3.1		32
	シティア自治会防災会	H19.3.24		851
	菱田自治会防災会	H20.7.4		114
	アクア・レジデンス自主防災会	H21.6.26		424
	グラン・レジデンス自主防災会	H22.1.8		738
	妻子原自治会防犯防災委員会	H23.4.1		76

	根戸中第二上町会防災会	H24.12.2		87
	エステ・スクエア我孫子Ⅱ自主防災部	H25.5.21		57
	つくし野南自治会自主防災会	H25.8.30		286
	つくし野台自治会防災会	H26.10.22		101
	新生自治会防災会	R3.6.19		42
	※1 パークシティ我孫子自主防災組織	R4.1.20		298
	台田町会防災組織	R4.4.7		66
	※1 ザ・フォレンス自主防災会	R5.8.18		263
	げやきの丘自治会自主防災会	R5.10.23		85
我孫子南部 17組織	ときわ台防災会	S60.4.14	△	735
	根戸新田自治会自主防災会	S63.3.1	☆	23
	しらすぎ自治会防災会	H3.6.9	△	113
	新船戸町会防災会	H5.3.5	☆	61
	若松第一自治会防災会	H8.5.29	R5.3.20	383
	白山湖畔町会自治会防災会	H8.7.24	☆	180
	若松第二自治会防災会	H8.10.22	R5.2.20	380
	舟戸台自治会防災対策委員会	H9.7.16	R7.3.11	199
	(株)東京鐵骨橋梁我孫子マンション自治防災会	H9.12.12	☆	17
	子の神台自治会防災委員会	H10.4.1	R7.3.11	815
	我孫子第十町内会自治会防災会	H10.8.6	☆	295
	栄自主防災会	H11.11.11	☆	416
	東町々会自主防災会	H12.5.15	☆	169
	我孫子第一町内会自主防災会	H13.12.3	☆	357
	寿町内会防災会	H18.2.1		249
	湖畔町内会防災会	H22.5.27		218
	白山東町会防災会	H25.9.18		186
天王台 29組織	青山台自治会災害対策委員会	H1.10.11	☆	974
	東高野山自治会防災組織	H7.7.1	R3.9.30	336
	岡発戸新田自治会防災会	H8.2.20	☆	39
	柴崎区自治会防災会組織	H8.2.26	☆	310
	都部新田自治会防災会組織	H8.2.28	☆	20
	岡発戸茶ノ木会防災会	H8.10.29	☆	14
	柴崎台自治会防災会	H9.6.17	☆	687
	青山区防災会	H9.6.23	☆	191
	泉自治会自主防災委員会	H9.8.20	☆	648
	早稲田地区自治会防災会	H9.9.25	R7.10.31	172
	天王台ファミリーハイツ自主防災会	H10.7.31	R8. 2. 5	161
	東我孫子区自治会防災会	H10.8.14	R6.11.25	950

	パークハイツ我孫子台防災会	H11.6.27	☆	100
	天王台ハイツ自治会防災会	H12.4.24	○	80
	天王台自治会防災会	H12.10.14	☆	578
	笹山町会防災会	H14.1.17	□	433
	アベニュー高野山自治会防災会	H14.4.7	△	71
	下ヶ戸自治会防災・防犯会	H18.1.28		667
	天王台ウィルヒルズ自治会防災会	H18.4.1		35
	南青山自治会防災会	H18.12.10		498
	CRS自治会防災会	H19.10.31		56
	岡発戸自治会防災会	H20.4.8		162
	高野山自治会自主防災組織	H24.4.27		1130
	ヒルズ我孫子ガーデニア自治会防災会	H25.4.1		96
	藤和天王台ハイタウン自衛消防隊	H25.8.7		221
	天王台西自治会防災会	H27.9.30		39
	※1 ハイマート天王台管理組合防災委員会	H27.12.5		148
	フォリア天王台自治会防災会	H29.12.20		42
	小暮町内会自主防災会	R3.8.2		133
湖北 23組織	湖北台10丁目自治会防災会	S56.12.20	H28.10.11	410
	湖北台8丁目防災の会	S60.4.1	R2.3.10	256
	※2 湖北台団地自治会中央防災委員会	S61.3.10	R4.2.7	1581
	※2 湖北台団地自治会西防災委員会	S61.9.6		
	※2 湖北台団地自治会東防災委員会	S61.9.6		
	朝日会防災会	S63.3.1	△	25
	湖北台島原自治会防災会	H2.12.19	H28.12.19	246
	みどり台自治会防災会	H6.3.1	R3.3.31	200
	湖北台九丁目自治会防災会組織	H8.2.5	○	241
	中峠台自治会防災会組織	H8.2.9	☆	502
	湖北台2丁目自治会自主防災会	H8.2.9	R4.3.29	356
	古戸防災会	H8.2.19	☆	59
	湖北台4丁目自治会防災会組織	H8.7.30	R5.2.13	210
	湖北台6丁目自治会防災会	H8.9.28	R5.2.28	200
	湖北台1丁目自治会防災隊	H8.10.4	△	218
	湖北台五丁目自治会防災会	H8.10.25	R8.2.12	297
	中峠大和自治会防災委員会	H9.4.22	R8.2.12	305
	湖北台3丁目自治会自主防災会	H9.10.27	R7.11.10	121
	日秀区防災会	H10.6.16	□	349
	中峠下区自治会自主防災会	H12.6.1	☆	596
	中峠上区自治防災会	H12.12.1	☆	516

	中里区自主防災会	H19.6.10		467
	根古屋団地自治会防災会	H19.7.29		50
新木 14組織	新木団地自治会防災会	H6.1.14	R2.3.13	673
	江蔵地自治会防災会組織	H6.1.26	R7.3.19	42
	下新木区自治会防災会組織	H6.5.12	△	117
	上新木区防災会組織	H8.2.21	☆	57
	我孫子市上あらき台自治会防災会	H9.7.11	R6.3.25	218
	あらき野自治会自主防災組織	H11.7.19	R8.2.12	595
	北原地自治会防災会	H11.11.1	☆	11
	ニュー新木自治会防災会	H13.12.1	□	58
	新木住宅自治会防災会	H14.2.10	☆	14
	松風苑自治会防災会	H15.11.17	☆	59
	南新木自治会自主防災部	H19.12.26		735
	南新木一丁目自治会防災会	H22.5.8		446
	新木県営住宅防災会	H25.6.5		98
	吾妻台自治会防災会	H26.9.16		112
布佐 12組織	布佐平和台災害対策本部	S63.7.16	H29.1.27	1235
	布佐三丁目自治会防災会	H2.12.19	R4.3.29	422
	布佐南自治会自主防災組織	H7.5.8	R3.11.2	31
	ウイング自治管理組合防災会	H10.3.23	△	446
	布佐二丁目自治会防災会	H10.4.21	☆	216
	布佐台自治会防災会	H10.7.27	☆	84
	布佐大和町自治会防災会	H11.7.1	○	320
	布佐下自治会防災会	H11.9.19	☆	96
	布佐上町自主防災会	H12.3.13	R8.2.12	258
	新々田自治会防災会	H12.12.15	☆	98
	布佐和田前自治会防災会	H15.2.14	☆	55
	布佐一丁目自主防災会	H17.11.1		274

【組織数】： 令和8年4月1日現在 【世帯数】： 令和8年5月8日現在

※1 パークシティ我孫子自主防災組織、ハイマート天王台管理組合防災委員会、ザ・フォレシス

自主防災会は自治会が設立されていない自主防災組織です。

※2 湖北台団地自治会については、自治会の中に3組織あります。

☆印 今後3年度継続して防災訓練を実施した場合に対象となる組織

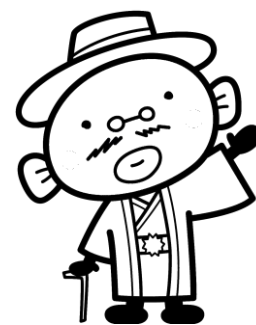
(平成15年度以前に設立している組織が対象となります。令和8年度、令和9年度、

令和10年度に防災訓練を実施の場合は令和11年度に対象となります。)

○印 今年度資器材再交付又は再購入の対象となっています。

□印 令和8年度に防災訓練を実施した場合に令和9年度対象となります。

△印 令和8年度、令和9年度に防災訓練を実施した場合に令和10年度対象となります。



我孫子市

マスコットキャラクター

手賀沼のうなきちゃん